

長野市告示第580号

長野市長野運動公園総合体育館整備外事業設計者及び施工者選定委員会設置要綱を
次のように定めます。

令和 4 年 10 月 3 日

長野市長 萩 原 健 司

長野市長野運動公園総合体育館整備外事業設計者及び施工者選定委員会
設置要綱

(設置)

第1 長野運動公園総合体育館整備外事業（長野市営長野運動公園総合運動場の総合体育館の建替え及び総合市民プールの改修を行う事業をいう。以下同じ。）に係る設計者及び施工者の選定に当たり、透明性及び公平性を確保するとともに優れた提案を求めるため、長野市長野運動公園総合体育館整備外事業設計者及び施工者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 長野運動公園総合体育館整備外事業に係る設計者及び施工者の選定に関すること。
- (2) 長野運動公園総合体育館整備外事業に係る設計及び施工に係る提案の審査に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員会の委員は、担任副市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係民間団体の職員
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員会の委員の任期は、第2に規定する任務が終了するまでの間とする。

(委員長等の職務)

第5 委員会に委員長を置き、担任副市長が委員長となる。

2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、文化スポーツ振興部スポーツ課が行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 5 年 9 月 30 日限り、その効力を失う。